

# 『K(外国青年科学技術人材)ビザ』の新設 について

上海市では、毎年7月1日から会社従業員の社会保険及び住宅積立金基数が変更されることとされています。また、最低賃金の変更がある場合には、これに合わせて7月1日より適用されることになっています。今回は、7月1日から適用される2025年の上海市の最低賃金と、社会保険料及び住宅積立金の基数について説明します。

中国では外国人入国出国管理条例（以下、「管理条例」とします。）が改正され、2025年10月1日からKビザ（外国青年科学技術人材ビザ）が新設されることになりました。今回は、日本人が中国へ渡航するにあたり必要となる出入国管理上の基礎知識とともに、新設されたKビザの位置づけについて整理します。

## 1. 中国における出入国管理

中国では、出入国管理法以下の法令において、外国人の中国への入国及び滞在、出国に関して規定されています。中国国民と異なり、外国人は中国に入国してから出国するまで、中国から許可された範囲内において活動することが認められるにすぎません。そのため、入国から出国までの過程において、①法令に規定される手続を怠らないこと、②許可された条件を逸脱しないこと、という観点での注意が必要となります。

## 2. 入国前の手続

中国への入国にあたっては、原則として事前に“入国目的”に基づいた『ビザ（査証）』の申請が必要となります。入国目的ごとのビザの種類は以下の通りとなります。なお、既に中国国内において以下で説明する『居留許可』を取得している場合には、改めてビザの申請は必要ありません。今回の管理条例の改正によりKビザが追加されますが、規定ではKビザの申請にあたっては、“入国目的”について特別な条件はなく、“外国青年科学技術人材”の条件を満たす申請者に対して発給されるビザとなる点で特徴があるものと言えます。

### ◇入国目的とビザの種類（抜粋）

| ビザの種類 | 入国目的                                       | 入国後の条件                 |
|-------|--------------------------------------------|------------------------|
| L     | 観光                                         |                        |
| M     | 商務・貿易                                      |                        |
| F     | 交流、訪問、視察                                   |                        |
| K     | ※特定の入国目的は規定されておらず、「外国青年科学技術人材」の条件を満たすことが条件 |                        |
| Z     | 就労                                         | 入国から30日以内に『居留許可』の申請が必要 |
| S1    | 家族団らん、私的事務（長期）                             | 入国から30日以内に『居留許可』の申請が必要 |
| S2    | 家族団らん、私的事務（短期）                             |                        |

また、日本パスポート保有者については、特定（就労、取材等）の目的に該当しない限りにおいて、入国からの滞在期間が30日以内であることを条件として、事前のビザ申請が免除されることとされています（以下、『ビザなし渡航』とします。）。

### 3. 入国と入国後の手続き

中国への到着後、入国にあたって入国審査が行われます。また、入国後は、入国から 24 時間もしくは 48 時間以内に臨時宿泊登記が必要となります。この登記は、入国するすべての外国人に対して義務付けられているため、『ビザなし渡航』や以下で説明する『居留許可』を取得している場合であっても手続きが必要となります。

登記手続きは、宿泊場所を管轄する公安局の派出所にて行うこととされていますが、上海では、上海市出入国管理局のウェブサイトから登記手続きが可能となっており、派出所に出頭する必要はありません。また、宿泊場所がホテル等の宿泊施設の場合には、登記手続きは宿泊施設に対して義務づけられているため、個人が登記を行う必要はありません。なお、臨時宿泊登記は、宿泊場所が変わるごとに手続きが必要となります。

### 4. 滞在に必要な手続き

中国への入国後、『ビザ（査証）』において認められる期間について滞在（以下、『停留』とします。）することが可能です。『停留』については、入国後には手続きは必要ありませんが、期日までに出国しなければなりません。

一方、入国目的が長期滞在を前提とする場合には、入国から 30 日以内に『居留許可』申請が必要となります。『居留許可』の申請にあたっては、滞在目的に沿った滞在資格の手配が必要となります。例えば、就労目的の場合には、『就業（工作）許可証』の取得が必要となります。

『居留許可』を取得した場合には、有効期間内において中国国内に滞在することが認められるとともに、一時出国した場合にも改めて『ビザ（査証）』を申請する必要はありません。

#### ◇滞在目的と居留許可の種類（抜粋）

| 居留許可の種類 | 滞在目的                    | 滞在資格                   |
|---------|-------------------------|------------------------|
| 就労(工作)  | 中国国内の企業、単位との雇用契約に基づく就業  | 就業許可証、など               |
| 家族団らん   | 中国国内に滞在する招聘者(外国人)との家族生活 | 招聘者の居留許可証及び家族関係を証明する文書 |
| 留学      | 中国国内の教育機関での留学           | 留学先(学校)が発行する証明文書       |
| 永住      | 中国での永住(生活)              | 法令が規定する一定の条件を満たした場合    |

### 5. 新設される K ビザの意義

上述の通り、規定上 K ビザは“入国目的”に関わらず“外国青年科学技術人材”であることを条件に申請が可能なビザとなっており、この点で“入国目的”に応じて申請することとなっている従来からある他のビザとは異なるものと言えます。昨今、世界各国間において高度人材の獲得に向けた競争が激しくなっているものと言えますが、今回の K ビザの新設は、中国が求める高度人材の中国への入国段階における手続きの簡便化を可能とすることにより、多くの高度人材の中国への招聘を可能とすることを目的としているものと考えられます。

なお、具体的な条件や運用については、現段階では具体的な内容は明確になっておらず、今後の発表が待たれることとなります。

#### （執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

Seiwa Global URL: <http://www.seiwa-group.jp>

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244